

令和3年度

第8回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和3年10月20日（水）午後3時00分～午後4時00分
2. 開催場所 加東市役所3階301・302会議室
3. 出席職員 事務局長 鈴木 敏久 事務局次長 藤本 弘子
主査 松岡 玲平
4. 出席委員 1)井上 弘 2)柴崎 彰孝 3)國井 久明 4)大橋 徹
5)谷口 高史 6)長谷川 均 7)内藤 秀幸 8)南 和夫
9)太田 隆之 10)森本 善明 11)山本 昭雄 12)岩崎 一彦
13)臼井 正 14)中山 喜作 15)岸本 光
(1)村上 洋一 (3)吉田 義信
5. 議事録署名委員 2)柴崎 彰孝 4)大橋 徹
6. 現地確認 5)谷口 高史 6)長谷川 均 (1)村上 洋一 (3)吉田 義信
7. 会議に附したる議案等
 - 1) 開 会
 - 2) 会長挨拶
 - 3) 議事録署名委員の指名
 - 4) 議 事

第38号議案	農地法第3条の規定による許可について	6件
第39号議案	農地法第5条の規定による許可について	1件
第40号議案	非農地証明願いの承認について	4件
第41号議案	農業経営改善計画に関する意見について	1件
第42号議案	農用地利用集積計画の決定について	10件
 - 5) 報 告

報告第18号	市街化区域内の農地法第5条の届出について	3件
報告第19号	農地法施行規則第53条の届出について	1件
報告第20号	農地の貸借の合意解約通知について	1件
 - 6) その他
 - 7) 閉 会

局 長

ただいまから、令和3年度第8回加東市農業委員会総会10月定例会を開催いたします。

本日の出席委員は15名のうち15名で過半数に達しており、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことをご報告いたします。

本日出席の農地利用最適化推進委員は、村上委員、吉田委員のお二人でございます。

それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長

～國井会長あいさつ～

議 長

ただいまから、令和3年度第8回10月定例会を開催いたします。

本日、現地調査をしていただきました、谷口委員、長谷川委員、村上推進委員、吉田推進委員、ありがとうございました。のちほど報告をよろしく願います。

本日の議事録署名委員に2番の柴崎委員と4番の大橋委員を指名しますので、よろしく願います。

それでは、議案の審議に入ります。

第38号議案「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局

～第38号議案を朗読～

議 長

続いて、内容の説明をお願いします。

事務局

番号1～3は、関連していますので一括してご説明します。

資料P1に申請地と耕作地位置図をつけております。

譲受人と譲渡人はご兄弟で、ご両親が亡くなられた際に遺産分割協議によって、番号1の申請地はお兄さんが相続されましたが、弟さんの自宅のほうに近いため、耕作の利便性から、弟さんが相続された番号2の申請地と交換したいということです。また、同時に、お兄さんから弟さんへ農地を貸し付けたいというのが番号3の申請です。番号1から3の申請が許可された場合、それぞれの耕作面積は、お兄さんが4,442㎡、弟さんが3,007㎡になります。お二人は現在も協力して営農されており、必要な機械類も備えておられます。

番号4、資料P2に申請地と耕作地位置図をつけております。

申請地は、〇〇の〇〇に隣接する農地の一部で、昭和58年頃に〇〇が〇〇を整備した際、境界線をまっすぐにするために、互いに一部を分筆して交換することになり、当時の〇〇と譲受人の祖父が契約されたそうです。〇〇に取り込まれた農地は〇〇に変更されましたが、交換で貰った農

地は、実際には既に農地の一部になっていますが、名義変更がされず〇〇のままであることがわかり、今回、申請されました。祖父は既に亡くなられたため、現在の耕作者が譲受人として申請されています。なお、この申請にあたり、自宅前の農地が一部宅地化していることが判明したため、非農地証明願も同時に申請されています。

番号5、資料P4に申請地と譲受人の耕作地位置図をつけております。

譲渡人は、高齢になって耕作が困難となったので、隣接地を耕作しておられる譲受人に相談されたところ、譲受人が購入することで話がまとまったので申請されました。譲受人は、必要な機械類を備えておられ、農地も適正に管理されています。

番号6、資料P5に申請地と耕作地位置図をつけております。

譲渡人は、農地を相続されましたが農業経験も無く、遠方で耕作できないため、売却先を探しておられたところ、地元の農家である譲受人が購入する話がまとまり、申請されました。譲受人は、必要な機械類を備えておられ、農地も適正に管理されています。

これら6件の権利移転又は設定につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の場合には該当しないため、承認の要件を満たすものと考えます。以上で、第38号議案の説明といたします。

議 長 内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありませんか。

各委員 ～意見なし～

議 長 意見がないようですので、採決いたします。

第38号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議 長 はい、全員挙手にて、第38号議案については、原案のとおり許可することとします。

続きまして、第39号議案「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第39号議案を朗読～

議 長 この件に関しましては、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員からの報告をお願いいたします。

現地調査委員	<p>農地法第5条の現地調査の結果を報告します。</p> <p>第39号議案、番号1の〇〇は、〇〇の北東約250mにあり、現場は畑でありました。</p>
	<p>以上、報告を終わります。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。続いて、内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号1、資料P7に申請地位置図、P8に土地利用計画図をつけております。</p> <p>譲受人は、今後の子育てや親の介護を考え、父親から実家のそばの畑の贈与を受けて、そこに分家住宅を建築することを計画されました。分家住宅の場合、よく使用貸借権の設定とあって、親から土地を借りて建てるという申請が今まで多かったと思いますが、今回は、贈与を受けて名義を娘さんに変えるということで申請をされています。贈与を受けると贈与税がかかるので、父親がお元気でいらっしゃる間は借りてとされる方が多いのですが、この方は場合は相続時精算課税制度を利用されまして、父親が亡くなられて相続をするときに、相続税として払うといった制度を選ばれまして、その申告を税務署でされて、贈与を受けるということで、現在、贈与を受けられても贈与税はかからないとのこと。贈与税は控除が110万くらいしかなく、年間少しずつ贈与されるということがありますが、この制度は、親が60歳以上、子どもが20歳以上であれば使えますが、1回選んでしまうと、どの財産も全部相続のときに相続税として払う形になるそうです。今までこの制度を使われて転用されたことはあまりなかったのですが、この方はそういった制度を使って贈与を受けるということで申請をされています。</p> <p>申請地は、農業振興地域の農用地外で、第3種農地に該当すると考えます。土地改良区は区域外です。</p> <p>この転用申請につきましては、農地法第5条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。</p> <p>以上で、第39号議案の説明とさせていただきます。</p>
議 長	<p>内容説明は終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>～意見なし～</p>
議 長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第39号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>

議 長	<p>はい、ありがとうございました。全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。</p> <p>続きまして、第 40 号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～第 40 号議案を朗読～</p>
議 長	<p>この件に関しましても、現地調査をお願いしておりますので〇〇委員から報告をお願いいたします。</p>
現地調査委員	<p>非農地証明願いの現地調査の結果を報告します。</p> <p>第 40 号議案、〇〇は、〇〇から北西約 400m にあり、現場は原野でありました。</p> <p>続きまして、番号 2 の〇〇は、〇〇の南約 60m にあり、現場は宅地でありました。</p> <p>続きまして、番号 3 の〇〇は、〇〇から南西約 320m にあり、現場は原野でありました。</p> <p>続きまして、番号 4 の〇〇は、〇〇から北約 30m にあり、現場は宅地でありました。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。続いて、内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 1、資料 P9 に位置図、P10 に現況写真をつけております。</p> <p>申請地は、申請人の父が開拓された農地でしたが、平成 10 年頃に亡くなられた後、耕作されなくなって徐々に山林、原野化し、昨年度の農地パトロールで、農地への回復は困難として非農地判定をした土地です。今回、娘さんから登記地目を現況と合わせるために非農地証明を申請されました。</p> <p>番号 2、資料 P2 に位置図、P3 に現況写真をつけております。</p> <p>申請地は、昭和 52 年頃に、申請人の祖父が、隣接地を農作業場に転用する届をされた後、だんだん一体で利用するようになって宅地化したもので、今回、第 38 号議案で 3 条許可を申請するにあたり、地目が農地であると知り、現況と合わせるために申請されました。</p> <p>番号 3、資料 P11 に位置図、P12 に現況写真をつけております。</p> <p>申請地は、〇〇の上手にある山間の農地で、耕作されずに山林化し、平成 30 年度農地パトロールで、復元困難として非農地判定した土地です。今回、登記地目を現況と合わせるために非農地証明を申請されました。</p>

番号 4、資料 P13 に位置図、P14 に現況写真をつけております。

申請地は、昭和 40 年頃には家と倉庫が建っており、その後、空き家になって老朽化し、危険なため、平成 21 年頃に取り壊されました。その後、空き地になっていましたが、相続されるにあたって地目が畑であると判り、登記と現況を合わせるために非農地証明を申請されました。

以上、4 件の申請地については、農地法第 2 条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。

以上で、第 40 号議案の説明とさせていただきます。

議 長

内容説明は終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。

各委員

～意見なし～

議 長

意見がないようですので、採決いたします。

第 40 号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員

～全員挙手～

議 長

はい、ありがとうございます。全員挙手にて第 40 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、第 41 号議案「農業経営改善計画に関する意見について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局

～第 41 号議案を朗読～

議 長

続いて、内容の説明をお願いします。

農政課

この度、認定農業者の〇〇から認定の更新ということで申請があがってまいりました。それについて意見を求めさせていただきます。

資料 P15、今回の認定申請書になります。申請者が〇〇の〇〇です。営農類型ですが、複合経営となっています。実際には、桃としいたけを栽培されています。農業経営の現状及びその改善に関する目標ですが、年間所得としましては、現状、令和 2 年の決算によりますが、15 万円になっています。目標の令和 8 年には、473 万円にしていくとの計画です。年間労働時間ですが、現状としましては 2500 時間、それが、目標年度には 2300 時間ということで、少し減らしていきたいということです。主たる従事者の人数は、本人さんということで 1 名になっています。

P16、②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標ですが、しいたけが現状では作付面積が 6a となっています。こちらについては、目標年度につきましても 6a のままということです。ただ、生産量につきましても、

3,955 k gから7,200 k gということで、かなりの増を計画されています。次に桃ですが、作付面積が44 aですが、目標年度には50 aを目指すということです。生産量は、2,700 k gから4,800 k gに変えていくということです。農用地は現在借入地ということで57 aを借りておられて、63 aにしていくということです。農業生産施設としましては、ビニールハウスを3棟お持ちです。合計609 m²です。ビニールハウスでしいたけを栽培されるということです。

P17、③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置です。現状、しいたけにつきましては、令和2年秋からしいたけ栽培の農地を変更されています。そのため、環境の変化によりまして面積当たりの生産量が減少している状況でした。また一方、農地を変えることでくずが減りまして、秀品率がアップしたというプラス要素もございました。それに対しまして、今後5年間の目標ですが、菌床を7,000個から9,000個にし、生産量を増やしていくということです。菌床を水に浸ける、浸水サイクルを見直すということで、出来るだけ生産しやすい環境にもっていきまして、栽培を行っていくということで、収量を増やしていくということです。また、次に桃ですが、老木が多い状況がございます。台風、雨、病害虫などの影響を受けやすく、枯れる成木が多かったということです。ただ、以前から計画的に定植を行われておりまして、固めで傷がつきにくい品種への転換を進めてこられています。それらがようやく成木になってきたので、これまでは老木数が多かったということで、桃の生産量は少なかったという中で、令和3年度では新品種が59本、旧品種が10本という形になってきています。それに対しまして、老木数が少なくなったということで、今後は新品種の成木の成長と共に、成木1本当たりの生産量が増加することが見込まれます。新品種は傷がつきにくいいため、秀品率のアップが見込まれるということで、それによって収入のアップにも繋がっていくということです。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置です。各種助成制度（ハウスの施設貸与事業）を活用されています。それに対する目標としましては、経営改善を図るということで、各種助成制度、制度資金等の効果的な活用を今後も検討していきたいということです。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置です。労働時間が多くなっております。こちらにつきましては、箱のまま出荷できる販売先と契約することができてきているので、作業の効率化が図れるということで、労働時間を減らしていくということです。⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置です。しいたけの価格が低めであるということで、また新たな販売先を確保したいということです。こちらにつきましては、インターネット等も検討されていまして、しいたけの販路を拡大しまして、ブランド化を図っていきたいということです。参考としまして、経営の構成ですが、〇〇本人ということです。

P18、先ほどのビニールハウス3棟、軽四トラック、動力噴霧器等、現在お持ちの機械が記載されています。

最後にP19、桃としいたけの収支計画があがっています。一番上が桃全体の成木数や定植していった本数、袋掛けをした数がどれだけであった

かが記載されています。成木数が大体同じ数であがってきていますが、老木と新品種の成木が入れ替わってきているところがあります。その成長の仕方によりまして、袋数が変動していくという形で見込みを持たれておりまして、それが色付きの生産量まで結びついていくといった形です。生産量が、秀品、B品、ジャム用、加工とありますが、こちらにそれぞれの率に応じまして、生産量が分けられているという形になっています。桃の秀品につきましては、令和2年が50%の秀品率であったものが、最終75%まで上げられるということが、先ほどの固めの桃が生産の軌道に乗ってきている中での話です。また、加工につきましては、令和2年までは10%を加工に回しておりましたが、コロナ禍の影響で加工の買い手がつかなくなったという現状がありますので、令和4年からは出荷できないだろうということで0になっています。しいたけにつきましては、令和2年は、かなり生産が悪いのですが、令和2年の秋にハウスを違うところに作られた関係で環境が変わり、収量が少なかったということです。少しずつまた前の値に持っていくというような形で計画を立てられています。農業経営費につきましては、それぞれ収量においていくらか増えている分がありますのと、ビニールハウスの張り替えがあるときには、経費が多く見積もられています。令和2年の原材料費はビニールハウスの張り替えがありましたので、経費が多くかかっているところもあります。そちらが落ち着きまして、令和6年にまたビニールハウスの張り替えをされる形で経費がかかってくるということです。その他の経費ですが、令和7年から価格が減っていますが、ハウスの貸与事業によりまして、リース料の180万円ほどの支払いが終了することになりますので、それによって減額を見込まれています。そのような形で、結果的に目標年度には473万円を目指すという計画になっています。

以上で、第42号議案の説明とさせていただきます。

議 長 内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

会 長 出荷はどこにしているのですか。

農政課 直売所に出荷されています。

会 長 直売所だけで473万円いけるのか。

農政課 令和2年にしいたけがかなり落ち込んだことや、桃園自体も老木がかなり多く、これは〇〇だけではなく他の方もそういった状況です。そちらは定植を進めてこられましたので、ようやくその分が育って段々と収量が増加していくということになっています。

議 長 他にご意見はございませんか。

委員	今回 1 回目の更新ですか。
農政課	2 回目の更新になります。
委員	ほぼ専業でやっておられると思いますが、前回の目標の令和 3 年所得があったと思いますが、その目標所得と令和元年の所得がどうだったか分かれば教えてほしいです。
農政課	目標に対して、令和 2 年度は記載のとおりで、令和元年の所得は悪く、マイナス 50 万円になっております。ただ、その前年までは、300 万円程度の農業所得をあげておられました。令和元年につきましては、桃の生産で上手くいなくて、小ぶりの桃が多かったということです。
委員	認定を受けることによって、やはりハウスの助成があるのですか。
農政課	認定農業者になりましたら、若干ですが市の補助が受けられるケースがあります。他に、低利子で融資が受けられます。
議長	他にご意見はございませんか。
各委員	～意見なし～
議長	意見がないようですので、採決いたします。 第 41 号議案「農業経営改善計画に関する意見について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議長	はい、ありがとうございます。全員挙手にて第 41 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、第 42 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 42 号議案を朗読～
議長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	P8 の番号 1 は、貸貸借権の新規設定です。番号 2 と 3 は、貸貸借権の更新です。番号 4 は、使用貸借権の新規設定です。P9 の番号 5 から、P10 の番号 10 までは、使用貸借権の更新です。 全体が、P7 の集計表で、今回は貸貸借権が 3 件 12 筆、18,945 m ² 、使用貸借権が 7 件、28 筆、22,037 m ² 、合計 10 件、40 筆、40,982 m ² に利用

	権が設定され、10月29日に公告される予定です。
議 長	内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第42号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、ありがとうございます。全員挙手にて第42号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして報告事項に入ります。報告第18号「市街化区域内の農地法第5条の届出について」事務局より朗読をお願いします。
事務局	～報告第18号を朗読～
議 長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	番号1、資料P20に位置図をつけております。 申請地を、一般住宅にするための届出を受理しました。 番号2、資料P21に位置図をつけております。 申請地を、一般住宅にするための届出を受理しました。 番号3、資料P22に位置図をつけております。 申請地を、分譲住宅用地にするための届出を受理しました。 以上3件の届出については、添付書類等は完備されておりますので、専決処理により、1番は9月21日付け、2番は10月5日付け、3番は10月12日付けで受理通知書を交付しました。 以上で、報告第18号の説明といたします。
議 長	内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。 続きまして、報告第19号「農地法施行規則第53条の届出について」事務局より朗読をお願いします。
事務局	～報告第19号を朗読～
議 長	続いて、内容の説明をお願いします。

事務局

番号1、資料P23に申請地位置図をつけております。
認定電気通信事業者が、申請地に中継基地局（アンテナ）を設置したいという申出書を提出されました。この場合、転用許可は不要ですが、事前協議が必要となります。申請地は農業振興地域内の農用地ですが、「農振計画上の支障はない」との意見を加東市からいただいています。
申出書の内容につきましては、添付書類を含め完備していましたので、10月6日付で加東農林振興事務所へ進達しています。

以上で、報告第19号の説明といたします。

議長

内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。
続きまして、報告第20号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より朗読をお願いします。

事務局

～報告第20号を朗読～

議長

続いて、内容の説明をお願いします。

事務局

番号1は、双方合意により無条件で賃貸借の利用権を解約し、解約後は借り人を変更されます。

以上で、報告第20号の説明といたします。

議長

内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。
以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。
次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば、説明をお願いします。

事務局

事務局から3点ほどご連絡させていただきます。まず1点目ですが、2回目の農地パトロールの関係です。お忙しい中、放棄地を見ていただきまして、また、こちらに地図の提出をいただきましてありがとうございました。その分で、こちらで整理をさせていただいているところですが、10月25日と26日に実施させていただきます、1班と2班の方だけですが、当日見ていただくリストと地図をお配りしています。他の班の皆さんにつきましては、申し訳ありませんが、まだ皆さんにお渡しする準備が間に合っておらず、後日郵送させていただきますのでよろしく願いいたします。1班と2班の方は、このリストと地図で回らせていただきますので、ご確認をよろしく願いいたします。

次に2点目ですが、お手元に農地貸付等希望申出書を置かせていただ

いています。〇〇という方から出てきました分で、令和4年の作付けから、現在耕作している方ができないということで、していただける方がいらっしゃらないというようなところ。またこの辺りで借りたい、買いたいという方がいらっしゃいましたら、お話をつないでいただきまして、事務局までご一報いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に3点目ですが、農業者年金のパンフレットを2種類、皆さんのお手元にお配りしております。A4サイズの冊子は委員の皆さん用で、制度の概要や内容が分かりやすくまとまったようなものになっています。もう1つのリーフレットは、実際に農業者年金に入ってみたいという方がいらっしゃったら、その方に渡していただくようなものになっています。農業者年金ですが、入っていただくにはいくつか要件がございます。20歳以上60歳未満で、年間60日以上農業に従事されている方、国民年金の第1号被保険者の方ということで、自営業の方や専業で農業をされている方でしたら対象になります。もしお住まいの地区や知り合いの方で興味があるという方がいらっしゃったら、このパンフレットを渡していただいたり、また、市役所に相談に来ていただきまして、入っていただけるかどうかなども含めて、制度の詳しい説明もさせていただきますので、ご紹介いただければと思います。それから机の上にマグネットを置いているのですが、ちょうどこの10月、11月が年金の推進期間ということで定められていまして、もしよろしければご自分のお車に貼っていただいて、推進をしていただければということで、今回お配りしておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上になります。

議長

何かご質問等はございませんか。

各委員

～質問なし～

議長

本日はありがとうございました。

これをもちまして、令和3年度第8回総会10月定例会を閉会いたします。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 國井 久明

議事録署名委員 大橋 徹

議事録署名委員 柴崎 彰孝
